

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年4月12日

香取市長 伊藤 友則



1 業務の概要

(1) 業務の名称

香取市デマンド交通運営業務委託

(2) 業務内容

香取市デマンド交通の運営に関する業務委託

詳細は、「香取市デマンド交通運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

なお、仕様書は、受注予定者を特定するための基本的な仕様について定められたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、特定された受注予定者と協議の上、定めるものとする。

(3) 提案上限金額

総額68,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

内訳は、次のとおりとする。

項目	金額（円）	備考
総額	68,750,000	
うち、デマンド交通運営業務委託に係る経費	25,000,000	
うち、交通事業者等への運行业務委託に係る経費	43,750,000	

※ただし、本金額は提案上限額であり実際の契約額については別途協議する。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(5) 発注者及び事務局

発注者：香取市 香取市長 伊藤 友則

事務局：香取市総合政策部企画政策課 公共交通担当

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地

電話番号 0478-50-1206（直通）

FAX番号 0478-52-4566

電子メール kikaku@city.katori.lg.jp

2 プロポーザルへの参加資格

香取市デマンド交通運營業務委託（以下、「運營業務」という。）の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者または本運營業務の公告日前 6 か月以内に手形または小切手を不渡りした者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (5) 同一人が代表者となる者で、重複して参加表明している者でないこと。
- (6) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (7) 経営状況及び経営規模において本運營業務の履行に支障がない単体企業または法人であること。
- (8) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

3 実施要領等の交付方法

香取市ホームページ（<http://www.city.katori.lg.jp>）に掲載する。

4 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本件に関する質問は、電子メール（着信を確認すること。）によるものとする。ただし、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出様式 質問書（様式 1）
- (2) 提出場所 1（5）に定める事務局（以下「事務局」という。）
- (3) 提出期限 令和 6 年 4 月 19 日（金） 正午
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和 6 年 4 月 24 日（水）までに質問者のみに対して電子メールにより行う。ただし、質問内容が企画提案書の作成や運營業務実施条件に係るもの等の場合は、質問者名を伏せて市ホームページに公表する。

5 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和6年5月7日(火)午後5時15分 必着
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出部数 7部(押印が必要なものについては正本1部のみ押印。
残りの6部は複写可とする。)
- (4) 提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参(土・日曜日及び祝日
を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)
または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)
によること。
- (5) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式2)
 - ② 会社概要(様式自由、ただしA4版とする。)
会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、連絡先(担当者
氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。
 - ③ 企業パンフレット等
 - ④ 業務経歴書(様式3)
 - ⑤ 業務実施体制調書(様式4)
本運營業務の配置予定者について分担する業務内容を記載すること。
 - ⑥ 企画提案書(様式5-1、5-2)
様式5-2については、様式内の項目についての記載を網羅すれば、項
目・ページの追加・体裁の変更は可とする。
原則A4版片面印刷とするが、資料の作成上A3版を利用したほうが確
認しやすい場合は、A3版も可とする。
 - ⑦ 工程表(様式自由、ただしA4版1枚とする。)
現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。
 - ⑧ 参考見積書(様式6)
記載する金額については税込額とし、運營業務提案内容を実施するにあ
たって必要となるすべての費用を含めること。また、参考見積書の金額の
内訳がわかる資料を添付すること(任意様式)。

6 審査

審査は香取市デマンド交通運營業務委託業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、香取市デマンド交通運營業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき次のとおり実施する。

(1) 一次審査(書類)

① 審査方法

5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で一次審査を行う。次の審査基準に基づき、一次審査点の高い上位4社を一次審査通過者とする。

② 審査基準(一次審査)

実施要領の審査基準(表1)に基づき審査を行う。

③ 審査結果の通知

- ア 令和6年5月8日(水)までに事務局からメールで通知する。
- イ 審査内容及び結果に係る電話等による問い合わせには応じない。
- ウ 応募者からの審査結果に対する異議を受け付けない。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

① 審査方法

次のとおり企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 令和6年5月14日(火)(予定)にプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

イ プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、原則として説明30分、ヒアリング15分の計45分とする。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加は認めない。

エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含む4名以内とする。

なお、本運營業務を受注した際に主な担当なる予定の者を含めること。

オ 説明時は、資料等の投影を可とし、86型大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。

カ ヒアリングは、企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、運營業務全般に関する総合的な内容とする。

キ 本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。また、審査による評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

② 審査基準(二次審査)

実施要領の審査基準(表1)に基づき審査を行う。

③ 受注予定者の特定

審査会で、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、審査結果が最高点であった応募者を選定し、運営業務の受注予定者として特定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査項目ごとに比較し、「企画提案」「参考見積」「会社業務等の実績」の順で、審査点の高い者を選定する。

④ 審査結果の通知

ア 審査結果は、二次審査対象者に電子メールで通知するとともに、運営業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。

イ 審査内容及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じない。

ウ 応募者からの審査及び特定結果に対する異議を受け付けない。

7 その他

詳細については、実施要領による。